

# News Letter

一般社団法人  
建築物石綿含有建材調査者協会

Vol. 2026, No.5  
2026年5月25日発行

## 内容

### 1.お知らせ

- (1) ASA 設立 10 周年記念式典・特別講演会・・・1
- (2) 4.21 オンラインセミナー報告・・・2
- (3) アスベスト調査・分析賠償責任保険 2026 年度受付開始・・・2
- (4) 環境省 災害時石綿飛散防止マニュアル【第4版】・・・3
- (5) 日本環境衛生センターの調査者資格取得講習のご案内・・・3
- (6) 活動報告・・・3

### 2.国内ニュース

- (1) アスベスト関連報道記事ピックアップ・・・4
- (2) アスベスト関連記事リスト・・・6

### Youtube チャンネル

[http://www.youtube.com/  
@AsbestosSurveyors-v2b](http://www.youtube.com/@AsbestosSurveyors-v2b)



現在、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(ASA)の会員数は正会員 976 名、シニア会員 7 名、行政会員 2 名、賛助会員 51 社、になりました。

## 1.お知らせ

### (1) ASA 設立 10 周年記念式典・特別講演会

#### — 石綿リスクと石綿調査の重要性を考える 申込み受付開始 【第3報】

当協会は本年 6 月をもちまして設立 10 周年を迎える運びとなりました。これもひとえに関係各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。つきましては、これまでの歩みを振り返るとともに、今後の建築物石綿調査のさらなる発展と社会的役割の重要性を広く共有するため、下記のとおり記念式典および講演会を開催いたします。社員総会と同日の開催です。社員総会の通知は、6 月初旬に発送する予定です。

- 1) 日時 2026 年 6 月 26 日 (金) 社員総会 13:00～ 10 周年記念式典 14:30～
- 2) 場所 日比谷図書館コンベンションホール (東京都千代田区日比谷公園 1-4)
- 3) 内容

①来賓挨拶 関係省庁他

②記念講演

講師：元東京科学大学教授 村山 武彦 先生

演題：「石綿のリスクと建築物における調査の重要性（仮）」

③感謝状贈呈 当協会の活動および運営に顕著な功績のあった皆様への感謝状贈呈

4) 10周年企画後に懇親会を予定しております。

懇親会費：5,000円（有楽町 CHURRASCO FIESTA）

5) 参加方法 事前申込制：下記ホームページからお申込みください。

<https://asa-japan.or.jp/?p=3112>

## (2) 4.21 オンラインセミナー報告

4月21日午後、自治体職員向けのオンラインセミナーを下記内容で開催しました。

講演1 アスベスト含有建材 / 乙津秀樹（ASA 副代表理事）

講演2 公共工事における発注者責任について / 石川宣文（ASA 理事）

講演3 立入検査のポイント / 外山尚紀（ASA 副代表理事）・守屋貴志（ASA 専門委員）

講演4 自治体での先進的な取り組み

・八丈島台風被害でのアスベスト対策 / 東京都環境局環境改善部大気保全課 様

・民間認定資格取得による調査者スキルアップ支援の取組 / 大分県生活環境部環境保全課 様

260人を超える多くの方にご参加いただきました。特に大分県の講演では、当協会のASA認定調査者の取得への補助について発表があり、今後の取組が期待されます。アンケート結果のまとめとQ&Aは下記リンクからご覧いただけます。

<https://asa-japan.or.jp/?p=2954>

また、講演1から3の動画は、会員限定で下記リンクで公開しています。パスワードが必要です。

<https://asa-japan.or.jp/?p=3069>

## (3) アスベスト調査・分析賠償責任保険 2026年度受付開始

調査者による事前調査の義務化により、事前調査に対する調査者の責任が伴うことが予想されており、一昨年度より団体保険「ASA アスベスト調査・分析賠償責任保険」を運営しています。2026年度は6月1日から受付を開始する予定です。

新規ご加入をご検討中の方は、一度お見積り依頼をお送りください。

詳しくは下記をご覧ください。

<https://asa-japan.or.jp/?p=2261>

#### **(4) 環境省 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル【第4版】**

災害時には、石綿含有建材が使用されている建築物等が倒壊・損壊して外部に露出することや、多数の被災建築物等の解体等工事や大量の廃棄物処理が行われることから、適切な飛散防止措置が講じられない場合には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露が懸念されます。

環境省では、災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成しています。第4版の改定では、ASA 副代表理事外山尚紀が改定検討会の委員を務め、能登半島地震での経験を踏まえた改定提案が反映されました。

環境省ホームページ

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji\\_manual.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html)

#### **(5) 日本環境衛生センターの調査者資格取得講習のご案内**

当協会では、一般財団法人日本環境衛生センターの調査者資格取得講習に講師を派遣しています。今年度は、一般建築物石綿含有建材調査者講習だけでなく、工作物石綿事前調査者講習と特定建築物石綿含有建材調査者講習にも講師を派遣しています。工作物調査者また、特定建築物石綿含有建材調査者調査者の取得を希望される方は、一般財団法人日本環境衛生センターの講習をご検討ください。

一般財団法人日本環境衛生センター <https://www.jesc.or.jp/>

工作物石綿事前調査者講習 <https://ksb-jesc.jp/#koushu>

一般および特定建築物石綿含有建材調査者講習

[https://www.jesc.or.jp/training/tabid/131/Default.aspx#\\_2772](https://www.jesc.or.jp/training/tabid/131/Default.aspx#_2772)

#### **(6) 活動報告**

4月21日 アスベスト対策強化オンラインセミナー

5月6日 理事会・委員会

## 2. 国内ニュース

### (1)アスベスト関連報道記事ピックアップ

#### 1) 土産品からアスベスト、沖縄県内でも取り扱い 販売元が回収対応 (琉球新報、web 記事、2026 年 4 月 23 日)

<https://ryukyushimpo.jp/national/entry-5208129.html>

厚生労働省の発表によると、東京の輸入・雑貨卸会社の扱っていた商品「幸せの星砂ボトル」(色砂が詰められたミニボトルのキーホルダー商品で、海外からの輸入製品)の一部(ブルーおよびピンク色の製品)からアスベストが検出された。主に沖縄県内の土産物として扱われていたとされる。

リコール情報によると、厚生労働省による検査にてアスベストが検出されたことにより判明した。卸会社は厚生労働省からの指摘を受けて、商品の販売中止と、アスベスト検出のブルー・ピンクに限らず色違いの全て製品を対象として回収・返金のリコール対応を行っている。

カラーサンドを使用した製品でのアスベスト含有は本年 3 月に砂絵玩具の製品 5 点にて確認されており、今回の製品が新たに確認されて追加された。

#### 【関連情報】

厚生労働省報道発表「石綿 (アスベスト) 含有品の販売に関する注意喚起について【第 3 報】」2026 年 4 月 20 日

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71213.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71213.html)



新たにアスベスト含有が確認された色砂製品  
(消費者庁リコール情報サイトより)

<https://www.recall.caa.go.jp/result/detail.php?rci=00000035179&screenkbn=06>

#### 2) 石綿訴訟、国に賠償命令 除斥期間の起算は「死亡時」 元労働者の遺族の請求認める 神戸地裁判決 (神戸新聞、web 記事、2026 年 4 月 24 日)

<https://www.kobe-np.co.jp/news/society/202604/0020281301.shtml>

4月24日、損害賠償請求権の時効の起算点を病気の発症時か死亡時かのどちらとするかが争点となった、工場労働でアスベストにばく露して中皮腫で亡くなった男性遺族が国に損害賠償を求めた訴訟の神戸地裁判決があり、時効の起算点を死亡時と判断して国に請求通りの支払いを命じた。

**3) 造船業の石綿被害で国を提訴 建材会社も、北海道・函館（共同通信、web記事、2026年5月11日）**

<https://www.47news.jp/14284931.html>

**（動画ニュース）【提訴】「造船現場はなぜ対象外？」アスベスト被害で死亡した函館の男性遺族が国などを提訴 3850万円の賠償請求 労災認定も給付金対象外の“不当”を問う（HBCニュース、web記事、2026年5月11日）**

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/hbc/2652775>

5月11日、北海道函館市内で造船業に40年以上従事して中皮腫を発症し、2021年に亡くなった男性の遺族が、アスベストの規制や対策を怠ったとして国と建材メーカーに損害賠償を求める訴訟を函館地裁に起こした。男性は2022年に労災認定されている。

訴訟を起こした背景や理由として、建設労働でのアスベスト被害者については2021年最高裁判決に基づき給付金制度が運用されているが、同制度では造船作業は対象外であることが挙げられている。

**4) 「近くで工事するから」と訪れた男、「お宅の屋根がはがれている」と屋根にあがり120万円の工事見積書手渡す…被害遭いかけた女性が点検商法の手口証言（読売新聞、web記事、2026年5月14日）**

<https://www.yomiuri.co.jp/local/kansai/news/20260513-GYO1T00131/>

全国的に相次いでいる住宅の点検商法でアスベスト対策が必要として高額な工事費を請求する詐欺事件に関連して、島根県内で被害にあいかけた80代女性へのインタビューを中心に取り扱う。

**5) 農水省の元職員死亡、アスベスト公務災害と認定 水利施設で吸引（毎日新聞、web記事(翌日紙面記事)、2026年5月19日）**

<https://mainichi.jp/articles/20260519/k00/00m/040/214000c>

中皮腫で亡くなった農林水産省の元職員がアスベストによる公務災害に認定された。元職員は滋賀県長浜市の「余呉湖補給揚水機場」(1969年完成)にて勤務していた。2008年のアスベスト除去の記録から、施設内に吹付アスベストが施工されていたことが確認され、遺族が2024年に公務災害の認定請求を行っていた。

※Web記事のURLはニュースレター発刊時点に閲覧確認したものであり、リンク切れしてしまうこともございます。あらかじめご了承ください。

## (2) アスベスト関連報道記事リスト

期間：2026年4月1日～4月30日

No.	掲載日	記事見出し	概要
1	2026/4/8	【共同通信：web】建設石綿吸引、京都2陣訴訟和解 5社が3億円超支払い、大阪高裁	4月8日、京都での建設アスベスト集団訴訟の第2陣の控訴審について、大阪高裁で和解が成立した。被告建材メーカー16社の内の5社が原告25人に対して謝罪と解決金3億3,000万円を支払う。
2	2026/4/9	【日経：朝刊】建設石綿訴訟、京都第2陣和解 解決金計3億円超	【同上の話題】
3	2026/4/10	【読売：大阪朝刊京都】石綿賠償訴訟 25人に3.3億円 和解成立＝京都	【同上の話題】
4	2026/4/16	【毎日：地方版京都】アスベスト：石綿京都訴訟控訴審 3.3億円の解決金、5社と25人和解／京都	【同上の話題】
5	2026/4/10	【共同通信：web】石綿、国や勤務先に実態調査要望 化粧品販売で労災認定	4月10日、先月に公表された化粧品会社の元販売員(中皮腫で死亡)がアスベストによる労働災害に認定されたことを受けて、被害者支援団体が勤務先会社や厚生労働省に実態調査などを求める要望書を提出した。
6	2026/4/11	【毎日：東京朝刊】アスベスト：化粧品のアスベスト調査要望	【同上の話題】
7	2026/4/11	【読売：東京朝刊】化粧品販売アスベスト被害 調査要望 70年代に勤務 死亡女性労災認定で	【同上の話題】
8	2026/4/11	【朝日：朝刊】化粧品アスベストめぐり要望書	【同上の話題】

9	2026/4/18	【京都：web】京都の工場でアスベスト被害、男性が会社と和解「提訴、無駄ではなかった」	4月17日、京都市宇治市の当時の日本レイヨン宇治工場で働き、アスベストを扱って中皮腫に発症した男性が会社におこした損害賠償訴訟について、京都地裁で和解が成立した。
10	2026/4/18	【読売：東京朝刊群馬】石綿被害無料相談会 高崎です、講演も＝群馬	「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」北関東支部による相談会・講演会の開催について伝える。
11	2026/4/18	【読売：大阪朝刊市内】青石綿検出時対応に不備＝大阪	4月17日、大阪府教育庁の報道発表によると、大阪府立金岡高校の校舎内気中測定でアスベストが検出された問題で、定められていた清掃等の対応を行っていないかった。
12	2026/4/18	【読売：中部朝刊尾張】東区役所再整備「現在地で」要望 名古屋、河村前市長ら＝愛知	4月17日、名古屋市東区役所の再整備(愛知大学の土地建物を購入して活用する計画)に対して、河村たかし前市長が現在地で建替を求める要望書を名古屋市に提出した。前市長らは校舎へのアスベスト使用などを理由に現計画に反対している。
13	2026/4/23	【琉球新報：web】土産品からアスベスト、沖縄県内でも取り扱い販売元が回収対応	厚生労働省の発表によると、沖縄県内の土産物として扱われていた色砂が詰められたミニボトルのキーホルダー商品の一部からアスベストが検出された。
14	2026/4/24	【神戸：web】石綿訴訟、国に賠償命令 除斥期間の起算は「死亡時」 元労働者の遺族の請求認める 神戸地裁判決	4月24日、損害賠償請求権の時効の起算点を病気の発症時か死亡時かのどちらとするかが争点となった、工場労働でアスベストにばく露して中皮腫で亡くなった男性遺族が国に損害賠償を求めた訴訟の神戸地裁判決があり、時効の起算点を死亡時と判断して国に請求通りの支払いを命じた。
15	2026/4/24	【共同通信：web】工場の石綿被害、国に賠償命令 神戸地裁、時効の起算点争点	【同上の話題】
16	2026/4/25	【朝日：朝刊淡路】石綿除斥、起算点は「死亡時」 地裁、賠償請求認める 従事者遺族訴訟 /兵庫県	【同上の話題】
17	2026/4/25	【読売：大阪朝刊神戸】損賠請求起算点「死亡時」 神戸石綿訴訟地裁、国に支払い命令＝兵庫	【同上の話題】

**注1：**

本リストは朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の記事データベースを中心に、その他各地方紙等の中で掲載を確認できた記事について可能な限り収録している。また、各地方紙に限り実際の紙面掲載まで確認することが難しいため、その発行日付の前後の紙面記事で掲載されている蓋然性を示す情報として、web サイト(47NEWS および各地方紙HP)のニュース記事も取り扱う。なお、記事内容の関連性や重要性を考慮した上で、調査の範囲内で取捨しており、「アスベスト」や「石綿」のキーワードを含む全ての記事を網羅することを保証するものではありません(除外事例として、氏名の名字で石綿さんが登場する記事、引き合い事例として「アスベスト」が一言登場する程度の関連性の低い記事、アスベストや関連疾患の一般的情報に触れるのみの記事、過度なバッシングを含むなどの中立性を欠いた記事等)。

**注 2 :**

各紙名の新聞は省略、「日経」は日本経済新聞。web 記事のみの確認の場合は「web」を付す。また新聞の掲載情報に「西部」となっているものは各全国紙の九州地方・山口県を担当する西部本社版での掲載記事であることを意味する。

**注 3 :**

本リストは報道記事についての情報共有を主目的としており、掲載記事の取捨の時点や概要の内容でも考慮してはおりますが、個別記事についての賛同や評価を示すものではありません。

-----  
表紙の写真 千葉公園のあやめ

※ニュースレター配信不要の方はこちらのメールアドレス (mailto:info@asa-japan.or.jp) にご連絡ください。

※このニュースレターから引用・転載する場合は、事務局へご連絡ください。

**問い合わせ先**

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会 事務局

住所 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目 13 番 1 号 田辺ビル4階

電話 : 03-6272-8745 ファックス : 03-6272-8746

Email : info@asa-japan.or.jp